

◆労働派遣法に基づくマージン率

- ・労働者派遣法に基づくマージン率の公開
- ・平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均} - \text{派遣労働者の平均賃金}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入)

■ホクト・エンジニアリング株式会社

派遣労働者の数	24名
派遣先数	10社
派遣料金の平均日額	36,904円
賃金の平均日額（一日8時間）	20,245円
教育訓練の内容	コンプライアンス教育、個人情報保護教育、コミュニケーション教育、PC教育、専門技術教育
その他福利厚生の制度など	各種社会保険完備、退職金制度、資格取得支援、社内レクリエーション、社員食堂、社員旅行
マージン率	45.1%